

定款細則

特別の利益供与禁止規程

第1条(目的)

この規程は、社会福祉法人一志会（以下「当法人」という。）は当法人の評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対して、特別の利益供与の禁止について遵守することを目的とする。

第2条(関係者)

前条に定める特別の利益を与えてはならない関係者とは、次のとおりとする。

- (1) 当法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員
- (2) (1) の配偶者又は三親等内の親族
- (3) (1) (2) と事実上の婚姻関係と同様の事情にある者
- (4) (1) から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者
- (5) 法人の設立者が法人である場合は、その法人がその法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として省令で定める者については省略する。

第3条(特別の利益供与)

特別の利益とは、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇をいい、次のとおりとする。

- 1 当法人の評議員、理事、監事、職員等の関係者から不当に高い価格での物品の購入及び賃借。
 - (1) 当法人の評議員、理事、監事、職員等の関係者から不当に高い価格での物品の購入及び賃借
 - ① 当法人の取引業者からの不当に高い価格での物品の購入及び賃借
 - ② 役員報酬規程によらない当法人の評議員、理事、監事等への高額な報酬支給
 - ③ 規則によらない重要な職員等への高額な給与支給
 - ④ 給与規則によらない職員への給与等の支給
 - ⑤ 勤務実態のない者への給与等の支給
 - ⑥ 当法人の所有する財産を関係者に居住、担保その他の私事に利用すること
 - ⑦ 関係者の所有する財産を過大な対価で譲り受けること
- 2 当法人の評議員、理事、監事、職員等の関係者に対する不当に低い価格又は無償による譲渡や賃貸。
 - (1) 当法人の資金、資産の不当に低い価格又は無償での貸付及び譲渡
- 3 その他
 - ① 関係者等の債務に関して、保障、弁済、免除又は引受
 - ② 経理規則等で定めた方法によらないで(入札等)契約を締結し、特定の関係者に業務をさせる。
 - ③ 保守管理等の契約締結対価が業務の履行なく支払い

第4条(特別の利益供与の実務と検証)

前条に定める各項について半期に1度、その実務、検証結果を理事長に報告しなければならない。

1 法人の役員等との関係

- (1) 法人資産の使用の有無
 - ① 法人資産使用の有無
 - ② 資金貸付の有無
 - ③ 安価の使用料の有無

(2) 法人資産の使用有の場合

- ① 理事会決議の有無
- ② 理事会決議日
- ③ 提供の根拠の有無
- ④ 根拠の名称

(3) 役員等の報酬管理

- ① 役員報酬支給の有無
- ② 報酬総額・支給の基準の有無
- ③ 規則・基準の理事会議決日
- ④ 報酬管理の有無
- ⑤ 報酬管理の時期
- ⑥ 報酬基準の範囲内の別

2 取引業者との関係

(1) 特殊な関係の有無

- ① 理事長、役員等、職員の特種な関係の有無
- ② 取引業者選定評価の有無
- ③ 取引業者選定評価の時期
- ④ 契約の有無
- ⑤ 契約履行の管理
- ⑥ 契約履行の根拠
- ⑦ 契約履行書類の管理

3 職員との関係

(1) 法人資産使用の有無

- ① 法人資産使用の有無
- ② 資金貸付の有無
- ③ 安価な使用料の有無

(2) 法人資産使用有の場合

- ① 理事会決議の有無
- ② 理事会決議日
- ③ 提供の根拠の有無
- ④ 根拠の名称

(3) 施設長及び管理者給与

- ① 規則の有無
- ② 規則の適切運用
- ③ 給与管理の有無

(4) 職員給与

- ① 規則の有無
- ② 規則の適切運用
- ③ 前歴換算書の有無

第 5 条 (実務の決裁)

第 4 条に示す報告は、「特別の利益供与禁止チェック表」に示し、理事長の決裁を受けなければならない。

第 6 条 (書類の管理)

理事長の決裁を受けた「特別の利益供与禁止チェック表」は「特別の利益供与禁止管理」として体制管理場所に保管

する。

第 7 条(その他)

この規定のほか、必要な場合は理事長が別に定める。

附則

この規定は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。